

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成23年5月10日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「大和郡山広陵線における〇〇〇〇水利組合との交渉会議録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成23年5月24日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

（1）開示する行政文書

ア 平成21年12月16日に実施された大和郡山広陵線の地方特定道路整備事業における用水路付け替え計画の説明会に係る協議録

イ 平成22年1月21日に実施された安堵南北線の町道との取り合い部についての安堵町との協議及び安堵南北線における用水路付け替え計画の地元説明会に係る協議録

（2）開示しない部分

個人（公務員を除く。）の氏名

（3）開示しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年6月14日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮 問

平成23年7月1日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開

審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成23年5月24日付け郡土第121号による平成21年12月16日及び平成22年1月21日に実施された地元説明会に係る協議録の一部開示決定処分をの取消しを求めます。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

評議員の氏名が開示であるが、地域の代表で出席しているため開示すべきである。また、スマートインターチェンジは公費で事業を実施しているため開示すべきである。次に、(株)〇〇〇〇の出席者の氏名も不開示であるが、同様に開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「平成21年12月16日に実施された大和郡山広陵線の地方特定道路整備事業における用水路付け替え計画の説明会に係る協議録」と「平成22年1月21日に実施された安堵南北線の町道との取り合い部についての安堵町との協議及び安堵南北線における用水路付け替え計画の地元説明会に係る協議録」を特定した。

これらは、県道大和郡山広陵線の事業実施に当たり、利害関係者である〇〇〇〇水利組合との間で用水路の付け替え工事に係る事業の調整を行うため実施した説明会を記録した書類である。

2 不開示の理由

- (1) 本件行政文書に記載されている地元説明会に参加した〇〇〇〇水利組合評議員の氏名については、明らかに個人情報であり、条例第7条第2号本文の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する。また、水利組合は法令等に根拠を持たない任意団体であることから、水利組合評議員の氏名は同号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。同様に同号ただし書イ及びウにも該当しない。

- (2) 本件行政文書に記載されている株式会社〇〇〇〇の参加者氏名その他の個人の氏名についても個人情報であり、条例第7条第2号本文の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。
- (3) したがって、〇〇〇〇水利組合評議員の氏名、株式会社〇〇〇〇の参加者氏名その他の個人の氏名は、条例第7条第2号に該当する。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、県道大和郡山広陵線の事業実施に当たり、利害関係者である〇〇〇〇水利組合との間で用水路の付け替え工事に係る事業の調整を行うために実施した説明会（以下「本件説明会」という。）の内容を記録した協議録、本件説明会に出席した者の氏名等が記載された書類及び本件説明会で使用した図面で構成されている。

3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日のほか、思想、信条、学歴、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、水利組合の評議員の氏名、民間会社の従業員の氏名その他の個人の氏名については、条例第7条第2号に該当するとしているので、以下検討する。

水利組合の評議員の氏名、民間会社の従業員の氏名その他の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

水利組合の評議員の氏名を公にする法令等の規定はなく、当該評議員は慣行として氏名が公にされていると認められる水利組合の代表者ではないので、公にする慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので、同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報である。

また、民間会社の従業員の氏名その他の個人の氏名についても、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報ではないので同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報である。

したがって、水利組合の評議員、民間会社の従業員その他の個人の氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

なお、異議申立人は、水利組合の評議員は地域の代表で出席していることからその氏名を開示すべきであると主張し、また、スマートインターチェンジは公費で事業を実施しているので、水利組合の評議員の氏名及び民間会社の従業員の氏名を開示すべきであると主張するが、水利組合の評議員の氏名及び民間会社の従業員の氏名については、異議申立人が主張するような理由により条例第7条第2号の不開示情報該当性の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

| 年 月 日 | 審 査 経 過 |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 平成23年 7月 1日 | ・ 実施機関から諮問を受けた。 |
| 平成23年 8月 8日 | ・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。 |
| 平成23年 8月30日 | ・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。 |
| 平成23年12月13日 (第150回審査会) | ・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。 |
| 平成24年 1月31日 (第151回審査会) | ・ 事案の審議を行った。 |
| 平成24年 3月16日 (第152回審査会) | ・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。 |
| 平成24年 5月15日 (第153回審査会) | ・ 答申案のとりまとめを行った。 |
| 平成24年 5月25日 | ・ 実施機関に対して答申を行った。 |

(参 考)

本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

| 氏 名 | 役 職 名 | 備 考 |
|---------------------|-------------------|------|
| いしぐろ よしひこ 石黒 良彦 | 弁護士 | 会長代理 |
| いしだ ひでじろう 石田榮仁郎 | 近畿大学教授（憲法） | |
| おんだ まさこ 音田 昌子 | 元読売新聞大阪本社編集委員 | |
| ちはら みえこ 千原美重子 | 奈良大学教授（臨床心理学） | |
| みなみがわ あきひろ 南川 諦弘 | 大阪学院大学教授（行政法）、弁護士 | 会 長 |